

9 狩猟税

(単位：件、千円)

区 分		税率	狩猟者登録 総件数	調 定 額
狩	所得割額の納付を要する者		174	2,166
	(1) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
	(2) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
	(3) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	83	681
	(4) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	2	16
	(5) 上記に該当しないもの	16,500円	89	1,469
	所得割額の納付を要しない者		28	247
	(6) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
	(7) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
	(8) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	11	60
	(9) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2		
	(10) 上記に該当しないもの	11,000円	17	187
課税免除		327		
(11) 法附則第32条第1項に該当するもの		327	—	
(12) 法附則第32条第2項に該当するもの			—	
税	所得割額の納付を要する者		3	20
	(13) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		—
	(14) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		—
	(15) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4
	(16) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2		
	(17) 上記に該当しないもの	8,200円	2	16
	所得割額の納付を要しない者		2	5
	(18) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	(19) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	(20) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	2	5
	(21) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
	(22) 上記に該当しないもの	5,500円		
課税免除		10		
(23) 法附則第32条第1項に該当するもの		10	—	
(24) 法附則第32条第2項に該当するもの			—	
関	所得割額の納付を要する者		458	2,972
	(25) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	(26) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	(27) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	189	775
	(28) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	2	8
	(29) 上記に該当しないもの	8,200円	267	2,189
	所得割額の納付を要しない者		65	263
	(30) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	(31) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	(32) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	34	92
	(33) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
	(34) 上記に該当しないもの	5,500円	31	171
課税免除		649		
(35) 法附則第32条第1項に該当するもの		648	—	
(36) 法附則第32条第2項に該当するもの		1	—	
保	所得割額の納付を要する者		51	195
	(37) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	(38) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	(39) 法附則第32条第1項に該当するもの		10	—
	(40) 法附則第32条第2項に該当するもの			—
	(41) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	11	30
	(42) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
	(43) 上記に該当しないもの	5,500円	30	165
(1) ~ (43) の 合 計			1,767	5,868